

年 月 日

保護者の皆様へ

施設長

令和6年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

このお知らせは、「前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第14条に基づき、お子様が本園を利用した際に、前橋市から本園に給付された1人あたりの額をお知らせするものです。この通知により、追加の給付の発生や、保育料を納めていただく請求書ではありません。

令和6年度に本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各保護者様から納入していただいた利用者負担額（保育料）を減じた額」となります。

(法定代理受領とは)

「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

各月ごとの認定別・年齢別公定価格（1人あたり）（給付対象期間 令和5年4月～令和6年3月）

認定区分		年齢区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教育認定子ども (1号認定子ども)		満3歳児	240,510	240,510	240,510	296,770	296,770	293,040	291,540	291,540	291,540	291,540	291,540	297,800
		3歳児	240,510	240,510	240,510	238,200	238,200	234,470	232,970	232,970	232,970	232,970	232,970	239,230
		4歳以上児	220,860	220,860	220,860	218,550	218,550	214,820	213,320	213,320	213,320	213,320	213,320	219,580
保育認定子ども (2・3号認定子ども)	標準時間	0歳児	252,010	251,930	251,850	251,670	251,590	251,520	251,520	251,520	251,520	251,520	251,440	266,950
	短時間		242,880	242,800	242,720	242,540	242,460	242,390	242,390	242,390	242,390	242,390	242,310	257,820
	標準時間	1・2歳児	157,740	157,660	157,580	157,400	157,320	157,250	157,250	157,250	157,250	157,250	157,170	172,680
	短時間		148,610	148,530	148,450	148,270	148,190	148,120	148,120	148,120	148,120	148,120	148,040	163,550
	標準時間	3歳児	111,950	111,870	111,790	111,610	111,530	111,460	111,460	111,460	111,460	111,460	111,380	126,890
	短時間		102,820	102,740	102,660	102,480	102,400	102,330	102,330	102,330	102,330	102,250	117,760	
	標準時間	4歳以上児	93,450	93,370	93,290	93,110	93,030	92,960	92,960	92,960	92,960	92,960	92,880	108,390
	短時間		84,320	84,240	84,160	83,980	83,900	83,830	83,830	83,830	83,830	83,830	83,750	99,260

※副食費徴収免除対象者は、上記の額に下記の額を加えた額となります。

[illegible]